

整備審査基準

(認知症対応型共同生活介護)

1 法人・事業運営の理念について

- (1) 介護事業に対する熱意をもって、健全で安定した法人・事業運営を確保すること。
- (2) コンプライアンスの徹底として、具体的な取組が行われること。
- (3) 社会福祉を取り巻く背景や本市及び整備を予定する圏域における高齢者福祉及び介護サービスに対する十分な課題の分析がなされており、整備計画に反映されていること。
- (4) 法人・事業運営において、職員、役員等の意見が十分取り入れられた、風通しの良い施設運営となっていること。

2 事業実績・事業計画について

- (1) 介護保険事業の運営実績が一定期間以上あること。
- (2) 応募サービス(ユニットケアの考え方を含む。)の考え方について十分に理解し、それを実現し継続するための具体的な取組が行われること。(ケアプランの作成・介護記録等)
- (3) 看取りに関する考え方が確立されており、質の高い看取り介護を実施するための取組が行われること。
- (4) 地域・家族との結び付きを重視した運営や地域住民・ボランティアとの協働理念が確立されており、それを実現し継続するための具体的な取組が行われること。
- (5) 質の高い、利用者本位のサービス提供に対する理念が確立されており、それを実現し継続するための具体的な取組が行われること。(自己評価・第三者評価、利用者への情報提供・情報公開等)
- (6) 利用者の権利を擁護し、一人ひとりの意思及び人権を尊重するための理念が確立されており、それを実現し継続するための具体的な取組が行われること。(低所得者に対する配慮、認知症入所者への対応、苦情解決の仕組み、感染症・事故対策、虐待防止対策・身体的拘束等の適正化、非常災害対策・緊急時の連絡体制、防犯対策、個人情報保護等)
- (7) 協力医療機関について、緊急時等の対応を含め、十分連携が取れる医療機関であること。

3 収支経営見通しについて

適切な資金収支を予想し、事業が将来にわたって確実に運営される見通しがあること。

4 職員の確保・職員処遇について

- (1) 既存事業所・施設(市内及び隣接市町にある同一法人及び関連法人が運営する

- もの)において、人員基準以上の介護・看護職員が配置されている。
- (2) 人材確保が困難な中、法人内又は関連法人と連携しながら職員の確保が行える体制であること。また、施設が求める人材像を明確にし、職員の確保策について、具体的で実効性のあるものであること。(求人方法、研修スケジュール、法人独自の制度、指導的役割を担う職員を確保できる見通し等)
 - (3) 既存事業所・施設において、介護職員等処遇改善加算を算定し、職員の処遇に適切に充てていること。また、介護職員等処遇改善加算の要件となる取組を具体的に実施していること。
 - (4) 職員の処遇改善に向けた具体的な対策が図られていること。(給与改善・キャリアパス、健康管理、ワークライフバランス、福利厚生、その他法人独自の取組等)
 - (5) 職員の資質向上に向けた研修等スキルアップの機会を十分確保する計画であること。

5 資金計画等について

- (1) 運転資金・建築資金の調達方法に問題がないこと。資金の流れに透明性があること。
- (2) 既設法人にあっては、積立金等の積極的な活用を図ること。
- (3) 運転資金が年間事業費の1/2分の3以上用意されていること。
- (4) 資金計画全体が、その法人の財政基盤に対して無理のないもの(負債金額が資産総額のおおむね2分の1を超えない範囲にとどまっていること)となっていて、さらに補助金額が当初計画を下回る場合や本市との協議による整備計画の変更、災害などにより予期せぬ費用が必要となることも想定し、十分な資金が確保されていること。
- (5) 借入資金の総資産に占める割合が適正であること。

6 重点整備圏域について

整備の概要に定める重点整備圏域(中央1及び東部)への施設整備については、配点を加点することとし、他の日常生活圏域への施設整備については、配点を加点しない。

7 立地環境等について

- (1) 入居者の生活の場としてふさわしい環境であり、かつ利便性が高いこと。
- (2) 防災上の観点から安全であり、緊急時の避難が容易な環境であること。

8 用地の確保及び状況について

- (1) 用地について、取得又は現所有者からの貸与が確実であること。(自己所有や抵当権等第三者による権利設定がないなど、整備に支障がないこと。)
- (2) 関係法令の規定に照らして問題がないこと。関係法令上の規制がある場合でも、関係課と十分に協議のうえ、解消に支障がないよう事前に協議を行っていること。

(3) 余裕のある敷地であること。

9 施設整備計画について

(1) 各法令及び条例等に基づく基準が遵守されていること。

(2) 利用者の生活環境・プライバシーに配慮し、ユニットケアや個別ケアが実現できる設計となっていること。(居住環境、ユニット内設備の適切な広さの確保と配置、公共的空間・準公共的空間の考え方と配置、動線、緊急時の避難経路、建設に当たっての地域への配慮、環境への配慮等。)